

## 公益信託法の見直しに関する論点の検討 (6)

## 目次

第1	公益信託の終了事由等.....	2
1	信託法第163条各号の終了事由.....	2
2	公益信託の存続期間.....	4
3	公益信託の認定の取消しによる終了.....	5
4	委託者、受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否.....	6
5	信託管理人が就任しない状態の継続による終了.....	7
6	公益信託の終了命令.....	9
第2	公益信託の終了時の処理.....	11
1	残余財産の帰属.....	11
2	類似目的の公益信託としての継続.....	15
第3	公益信託の変更、併合及び分割.....	17
1	公益信託の変更命令.....	17
2	公益信託における信託の変更.....	20
3	公益信託における信託の併合及び分割.....	23
第4	公益信託と私益信託の相互転換.....	25
1	公益先行信託の可否.....	25
2	公益信託から受益者の定めのある信託への変更の可否.....	27
3	残余公益信託の可否.....	27
第5	その他の論点.....	28
1	自己信託の方法（信託法第3条第3号）による公益信託の設定の可否.....	28
2	公益信託の名称.....	29
3	新法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い.....	31

## 第1 公益信託の終了事由等

### 1 信託法第163条各号の終了事由

信託法第163条各号の終了事由は、原則として、公益信託の終了事由となるものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 受益者の定めのある信託の終了事由について定めた信託法第163条の規定は、目的信託について原則として適用され、公益信託についても原則として適用される。  
ただし、同条第2号の「受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき」の事由については、受益者の定めのない目的信託の場合には受託者が「受益権」の全部を固有財産で有する状態が想定し得ないことから、信託の終了事由にはなり得ず、受益者の定めのない公益信託についても同様に、同条第2号の事由は信託の終了事由になり得ないと解されている。
- 2 新たな公益信託への適用が問題となり得る終了事由について
  - (1) 信託法第163条第2号  
信託法第163条第2号は、「受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が1年間継続したとき」を信託の終了事由として定めている。  
上記1のとおり、同号は「受益権」の存在を前提とする規定であり、受益者の定めのない公益信託には「受益権」は存在しないとして、公益信託には同号の適用がないと解釈されているところ、新たな公益信託においてその取扱いを変更するまでの必要性は見当たらない。  
なお、例えば、奨学金の支給を信託事務とする公益信託の受託者が受給権者の学生を選定しない期間が1年間続いた場合において、公益信託に第2号を適用しないのは形式的にすぎるとの批判もあり得るが、その場合は単に受託者がその任務を懈怠しているに過ぎず、同号該当性が問題となる局面ではないから、上記の批判は当たらないと考えられる。  
したがって、新たな公益信託についても信託法第163条第2号は適用されないものとして解釈すべきであると考えられる。ただし、これを法律上明確にする選択肢（例えば、新たな公益信託法に、公益信託については信託法第163条第2号を適用しない旨の規定を置くなど。）があり得ないわけではないが、目的信託に信託法第163条第2号が適用されないことは解釈に委ねられているにもかかわらず、公益信託にのみ同号を適用除外とする規律を設けることは、目的信託の場合との均衡を欠き妥当でないと考えられる。
  - (2) 信託法第163条第3号  
信託法第163条第3号は、「受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任し

ない状態が1年間継続したとき」を信託の終了事由として定めている。

受託者が不在の状態が長く継続することは信託関係者のいずれにとっても望ましい状況ではなく、信託を存続させておくことが適当ではないと考えられ、このような事情があれば「信託の目的を達成することができなくなった」(同条第1号)と解される場合も少なくないが、「信託の目的を達成することができなくなった」という判断を明確に行うことは容易ではないと考えられる。そこで、同条第3号は、法律関係を明確にし、当事者、利害関係人の予測可能性を高めるために、「受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき」を信託の終了事由としたものとされている(佐藤哲治編著「Q&A信託法—信託法・信託法関係政省令の解説—」(以下「Q&A」という。))285頁参照)。

同号の趣旨は、公益信託についても妥当するから、同号は公益信託の終了事由になるものと考えられる。

なお、同号所定の1年の期間について、実質的に受託者がいない状態が継続する期間としては長すぎ、その期間を短縮すべきとの考え方もあり得ないわけではないが、その必要性は現時点において見当たらず、公益信託においてのみ1年の期間を短縮することは不要であると考えられる。

### (3) 信託法第163条第8号

信託法第163条第8号は、「委託者が破産手続開始の決定等を受けた場合において、破産法第53条第1項等の規定による信託契約の解除がされたとき」を信託の終了事由と定めている。

信託法第163条第8号は、信託契約についても双方未履行双務契約に関する破産法第53条第1項等の適用があることを前提に、委託者が破産した場合等において、破産法等の規定によって信託契約が解除された場合には、当該信託は終了する(解除は遡及せず、清算が行われる)こととしたものである(村松ほか概説311頁参照)。

そして、信託契約について破産法第53条第1項等が適用されるのは極めて例外的である(村松ほか概説71～72頁,311頁参照)上、公益信託において、信託契約締結後に委託者から受託者への引渡しが未了の財産がある場合は一般の信託よりも更にまれであると考えられる(受託者の未履行債務を考慮しても、公益信託において委託者に対し残余財産の支払義務が生ずる可能性は低い。後記第2の1参照。)けれども、そのようなケースが全く想定できないとまでは言えない。

なお、受益者の定めのある信託における破産法第53条第1項等の適用場面については不明確な点が残っていると指摘があることを踏まえると、同項を公益信託に適用することによって公益信託の安定性が損なわれるとの懸念が全くないわけではない。しかし、信託法第163条第8号が契約による信託全般について破産法第53条第1項等の適用があることを前提としていることに照らすと、公

益信託にのみ破産法の規定が適用されないものとし、委託者の破産管財人の解除権を全面的に排除することは理論的に困難であるし、これに代わる適切な規律を設けることも容易でない。

したがって、新たな公益信託においても、信託法第163条第8号の事由を信託の終了事由とする現行法の規律を維持すべきであると考えられる。

- 3 以上の検討を踏まえると、信託法第163条各号の終了事由は、原則として、公益信託の終了事由となるものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

## 2 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、期間制限を設けないものとする（公益信託法第2条第2項の規律を維持する）ことでどうか。

（補足説明）

- 1 公益信託法第2条第2項は、公益信託の存続期間については、目的信託の存続期間は20年を超えることができないと定めた信託法第259条の規定を適用しない旨規定している。

信託法第259条が目的信託において存続期間を制限している趣旨は、受益者の定めのない信託においては、公序良俗に反することになるような目的（民法第90条）を除き、信託の目的に特段の制限は存しないため、信託財産に属する財産の管理・処分が信託行為で定められた信託目的に長期間拘束されることになると、場合により、物資の流通や合理的な利用が妨げられ、国民経済上の利益に反することになるおそれがあり得ることから、これを防止する点にあるとされている（寺本逐条解説452頁、村松ほか概説379頁参照）。

一方、受益者の定めのある信託の場合は、信託財産から給付等を受ける受益者が存在するため、財産の流通が阻害されるおそれは少なく、民法上の委任や寄託などには存続期間の制限に関する規定が存在しないことから、信託法上信託期間の制限は設けられていない。ただし、信託期間があまりに長期にわたるときは、例外的に公序良俗に反すると評価される場合があり得るものと解されている（Q&A293頁参照）。

- 2 旧信託法以来、永久に信託財産の処分を禁止してその収益だけを受益者に与える信託（永久管理信託）は、物資の融通を害し国民経済上の利益に反することを理由に、相当期間を超える禁止の部分については民法第90条により無効になり得るが、公益信託は、公共の利益に仕えるものであるから、そのために長期にわたって物資が拘束されることも許されると解されている。そして、現在の公益信託についてこ

のような解釈を変更するまでの必要性は見当たらず、目的信託に関して存続期間を20年間に制限する信託法第259条の趣旨は、公益信託には妥当しないものと言いうことができる。

したがって、公益信託の存続期間については、期間制限を設けないものとする（公益信託法第2条第2項の規律を維持する）ことが相当であると考えられるが、どうか。

### 3 公益信託の認定の取消しによる終了

公益信託の認定を取り消された信託について、

【甲案】当該信託は終了するものとする。

【乙案】当該信託が目的信託の要件を満たすときは、目的信託として存続し、目的信託の要件を満たさないときは、当該信託自体が終了するものとする。

（補足説明）

- 1 公益信託法には、公益信託の許可の取消しに関する規定が存在しない。そのため、学説上は、主務官庁による許可の取消しを肯定する見解と否定する見解がある。仮に前者の見解を採用した場合、主務官庁による許可の取消しの効果としては、①当該信託が許可のない目的信託として存続する、②当該信託が私益信託として存続する、③当該信託が終了する、のいずれかとなるものと考えられる。

これに対し、公益法人認定法は、公益法人に取消事由がある場合は、国又は都道府県の合議制の機関への諮問を経て、行政庁により公益認定が取り消されるものとし、公益認定の取消処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなすと規定している（公益法人認定法第29条、第43条第1項第2号等）。

- 2 新たな公益信託制度においては、公益信託の認定・監督を行う行政庁等に、包括的な監督権限を与えることは否定すべきであるが、公益信託の適正性を確保するためには、事後的に認定基準を満たさなくなった場合等における最終的な処分として、公益信託の認定取消しの権限を行政庁等に付与する必要があると考えられる（部会資料36の第1の1参照）。

そのことを前提とした上で、公益信託の認定を取り消された信託の効力について検討する。

まず、公益信託を目的信託の一類型と位置付けるとしても、公益信託の設定前に目的信託の設定を前置することは不要とすべきである（部会資料34の第4の3参

照)上、公益信託と目的信託を比較すると、それぞれの目的の範囲及び効果には明白な相違があり、目的信託の規律のうち公益信託に適用することが相当でない規律についてはそれを不適用とする特則を設けることが適当であると考えられる(部会資料34の第4の1参照)。このような立場から、公益信託と公益信託以外の目的信託は並列的な関係にあると整理すると、いったん成立した公益信託がその後に認定を取り消された場合に、それを公益信託以外の目的信託として存続させる必要はなく、法律関係の簡明化という観点からも、当該信託は終了させるべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

他方、公益信託を目的信託の一類型と位置付けることは【甲案】と共通するが、公益信託は公益信託以外の目的信託が公益認定を受けたものであるとし、公益信託の設定前に目的信託の設定を前置することを必要とする(その場合には、公益信託は公益信託以外の目的信託と二階建ての構造にあると整理される。)立場からは、いったん成立した公益信託がその後に認定を取り消された場合には、当該信託が公益信託以外の目的信託の要件を満たすときは、公益信託以外の目的信託として存続するものとし、公益信託以外の目的信託の要件を満たさないときに当該信託は終了させるべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。なお、【乙案】を採用する場合には、公益信託の認定を受けた後に公益信託に帰属した信託財産を、当該信託が公益信託以外の目的信託として存続する際にどのように処理すべきかについて、公益信託の終了時の処理(後記第2)を踏まえて更に検討する必要がある。

以上の点について、どのように考えるか。

#### 4 委託者、受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否

公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとする  
ことかどうか。

(補足説明)

- 1 信託法第164条第1項は、受益者の定めのある信託の委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる規定している。そして、同法第261条第1項は、目的信託の委託者(信託管理人が現に存する場合にあつては、委託者及び信託管理人)は、いつでも、その合意により、目的信託を終了することができる規定している。ただし、同法第164条第3項は、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるとしている。

さらに、同法第163条第9号は、「信託行為において定めた事由が生じたとき」を信託の終了事由としており、同号に基づき、信託行為において、委託者又は受益

者以外の第三者（受託者を含む。）に信託を終了させる権限を付与することができる  
と解されている（村松ほか概説306頁参照）。

なお、税法上は、特定公益信託及び認定特定公益信託として税制優遇を受けるた  
めには、当該公益信託が合意により終了することのできないものであることが必要  
とされている（所得税法第78条第3項、同法施行令第217条の2第1項第2号、  
法人税法第37条第6項、同法施行令第77条の4第1項第2号等）。これは、公益  
信託の信託財産として出資された金銭を税法上の寄附金として取り扱うためには、  
当該信託財産が実質的に委託者の手を離れたものであることが前提とされることの  
ほか、公益信託の運営の公正性及び確実性等を担保するために必要な要件であると  
考えられており、実務上は、信託行為に「当該公益信託が合意による終了ができな  
いものであること」を明記する例が多いようである。

- 2 公益信託は、公益すなわち不特定多数人の利益に寄与するために存在するもので  
あり、それが委託者及び受託者等の合意等によりいつでも終了させられることにな  
ると、当該公益信託からなんらかの給付を受けられる可能性のあった者の期待が害  
されるおそれがあるため相当でないし、公益信託の認定を受けることによる税制優  
遇を視野に入れて検討する立場からすれば、公益信託の運営の継続性、安定性及び  
確実性を確保することは極めて重要であると考えられる。

また、公益信託の中には、当該信託の公益目的に賛同した者からの寄附を信託設  
定後に受けて運営されているものもあり、そのような公益信託が、委託者及び受託  
者の合意等により終了させられるのでは、寄附者の意思に反することになるおそれ  
がある。

したがって、新たな公益信託制度においては、公益信託の委託者、受託者又は信  
託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了す  
ることはできないものとするのが相当と考えられるが、どうか。

## 5 信託管理人が就任しない状態の継続による終了

公益信託の信託管理人が欠けた場合であって、信託管理人が就任しない  
状態が1年間継続したときは、当該信託は終了するものとするかどうか（注）。

（注）本論点は、信託法部会資料35の第3の1（公益信託の信託管理人の必置）  
の論点と関連し、信託管理人が就任しない状態の継続は、公益信託の民事法上  
の終了事由ではなく、公益信託の認定取消事由とする考え方もあり得る。

（補足説明）

- 1 信託法第258条第8項は、遺言の方法によってされた目的信託において、信託

管理人が欠けた場合であって信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときはその信託は終了すると規定している。同項の趣旨は、同条第4項が遺言の方法によって目的信託がされた場合に信託管理人を必置とし、信託管理人が受託者に対する監督権限を行使することによって信託事務の処理の適正を確保しようとしていることから、そのような信託管理人の重要性に鑑み、信託管理人が欠けた状態が1年間継続したときは当該信託が終了する旨を規定したものである（寺本逐条解説451頁参照）。他方、遺言の方法によってされた目的信託以外の目的信託においては、信託管理人が必置とされておらず、信託管理人が欠けた状態が1年間継続しても、当該信託は終了しない。

なお、信託法第163条第3号は、受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したときを信託の終了事由としているが、同号は目的信託又は公益信託の受託者が欠けた場合にも適用される。

2 新たな公益信託制度においては、信託管理人を必置とし、その権限行使を通じて、受託者の信託事務遂行の適正を図ることが望ましいと考えられる（部会資料35の第3の1参照）。そして、そのような信託管理人の役割の重要性からすれば、信託管理人が欠けた状態が1年間継続した場合を当該信託の終了事由とした信託法第258条第8項の趣旨は、信託契約で設定されたものであるか遺言によって設定されたものであるかにかかわらず、全ての公益信託に妥当するものと考えられる。

したがって、公益信託の信託管理人が欠けた場合であって、信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときは、当該公益信託は終了するものとするのが相当と考えられるが、どうか。

なお、上記1年間の期間については、信託事務の遂行主体である受託者と、受託者の信託事務の遂行を監督する信託管理人の立場の相違に照らして、単に受託者と同様とするのではなく、信託管理人が欠けた状態には1年間よりも長期に及ぶ場合に限定して終了事由とすべきとの考え方もあり得ないではないが、敢えて信託法第258条第8項の規律と異なる期間とするまでの必要性は見当たらず、公益信託も1年間とすることが相当であると考えられる。

また、例えば、信託管理人が死亡した場合に受託者がその事実を知るまでに時間がかかるようなケースがあり得ることを理由として、信託管理人が存在しない状態になった時から1年経過後の時点で当然に公益信託を終了させるべきではなく、信託管理人の不存在は、公益信託の認定取消事由とした上で、受託者からの情報提供等により公益信託の信託管理人の不存在を把握した行政庁等による取消しにより当該公益信託を終了させるのが相当であるという考え方もあり得る。



## 6 公益信託の終了命令

- (1) 公益信託における信託法第165条第1項の権限（公益信託の信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが明らかであるときに信託の終了を命ずる権限）は、  
【甲案】公益信託の認定・監督を行う行政庁等が有するものとする。  
【乙案】裁判所が有するものとする。

(補足説明)

- 1 信託法第165条第1項は、受益者の定めのある信託について、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができる」と規定している。

また、信託法第261条第1項により、目的信託については、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができる」とされている（なお、信託管理人が申立権者となることについては、同法第125条第1項本文を参照されたい。）。

そして、公益信託法第8条本文により、公益信託については、裁判所の上記権限は、主務官庁に属するものとされている。これは、特別の事情により公益信託を終了することが信託の目的等に照らして相当であるか否かは、公益信託を許可・監督する主務官庁の判断に委ねるべきであると考えられることによるものである。

- 2 新たな公益信託においては、「公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス」と包括的に規定する公益信託法第3条は廃止されるべきである（部会資料36の第1の1参照）が、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが明らかであるときには、信託関係人以外の第三者が主務官庁に代わり信託の終了を命ずることができるものとするのが相当であると考えられる。そして、上記1のとおり、公益信託法第8条が公益信託について信託法第261条第1項及び同法第165条第1項の特別の事情による信託の終了を命ずる権限を主務官庁の権限としている趣旨は、新たな公益信託においても妥当すると考えられることから、特別の事情により公益信託を終了することが信託の目的等に照らして相当であるか否かは、公益信託の認定及び監督を行う行政庁等の判断に委ねるべきであるとの考え

方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

他方、特別の事情により公益信託を終了することが信託の目的等に照らして相当であるか否かは裁判所にも判断することが可能であるとして、信託法第165条と同様に、終了命令の判断主体としては裁判所が適当であるという考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

(2) 上記(1)の公益信託の終了命令の申立てを行う者は、

【甲案】 受託者又は信託管理人とする。

【乙案】 委託者、受託者又は信託管理人とする。

(補足説明)

1 前記のとおり、目的信託において信託法第165条の特別の事情による信託の終了を命ずる裁判の申立てを行う者は、委託者、受託者又は信託管理人とされている。

2 上記(1)の公益信託の終了命令の申立てを行う者の範囲について、公益信託において特別の事情があるか否かについては、受託者が最も把握し得る立場にあることから、受託者が終了命令の申立てを行えるようにすることが相当である。

また、新たな公益信託制度において信託管理人を必置とする場合には、受益者の有している権限を有する信託管理人についても、その監督権限の行使として終了命令の申立てを可能とすることが相当である。

もっとも、委託者については、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいとの観点（部会資料35の第4の【甲案】参照）から、委託者を終了命令の申立権者とすべきではないと考えられる。そこで、上記(1)の公益信託の終了命令の申立てを行う者は、受託者又は信託管理人とする考え方を【甲案】として示している。委託者の申立てについて、【甲案】はデフォルトルールであり、信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

これに対し、委託者も信託財産を抛出した者としてその信託の行く末に大きな関心を持っている場合が多いことに加え、申立てのトリガーは幅広にしておくことが公益信託の適正性を確保する上で有益であるとの理由から、委託者についても、信託の終了命令の申立権者とすべきであるとの考え方もあり得る。そこで、上記(1)の公益信託の終了命令の申立てを行う者は、委託者、受託者又は信託管理人とする考え方を【乙案】として示している。【乙案】はデフォルトルールであり、信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

これらの点について、どのように考えるか。

なお、本論点は、公益信託の信託管理人の権限（部会資料35の第3の2）、委託者の権限（部会資料35の第4）の論点と関連する。

## 第2 公益信託の終了時の処理

### 1 残余財産の帰属

#### (1) 信託行為における残余財産の帰属権利者の指定に関する定めと その定めの内容

公益信託は、その信託行為において、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならないものとし、その定めの内容は、

【甲1案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。

【甲2案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは他の公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。

【乙案】信託終了時の残余財産（注1）のうち、公益信託の認定時における信託財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容するが、公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容せず、【甲1案】又は【甲2案】のいずれかとしなければならぬものとする（注2）。

（注1）公益信託の認定の取消しによる終了の論点（前記第1の3）において【乙案】を採る場合には、「信託終了時の残余財産」ではなく、「公益信託の認定の取消時の信託財産」と表現することになるものと考えられる。

（注2）本論点は、公益信託における信託の変更の論点（後記第3の2）、公益信託と私益信託の相互転換の論点（後記第4）と関連する。

（補足説明）

- 1 信託法第182条第1項第2号は、信託終了時の残余財産が信託行為において残余財産の帰属すべき者となるべき者（帰属権利者）として指定された者に帰属すると規定している。そして、公益信託法第9条は、公益信託が終了した場合における「帰属権利者ノ指定ニ関スル定」を信託行為に置くことができることを前提としているが、帰属権利者の範囲を限定する規定を置いていない。そのため、公益信託の信託行為において帰属権利者を誰にするかは、公益信託の委託者等の判断に委ねら

れているが、実務上、主務官庁は、私人を公益信託の帰属権利者とする定めがある場合には公益信託の許可をしていないようである。

また、税法上、特定公益信託又は認定特定公益信託の要件として、当該公益信託の終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであることが信託行為で明らかになっていることが求められている（所得税法第78条第3項、所得税法施行令第217条の2第1項第1号、法人税法第37条第6項、法人税法施行令第77条の4第1項第1号等）。

他方、公益法人認定法第5条第18号は、公益法人が清算をする場合に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人又は私立学校法人等又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めていることを公益法人の認定基準としている。

同号の趣旨は、公益法人の財産は、公益目的事業が実施されることを期待した国民からの寄附等により取得、形成されたものであるから、公益法人が解散した後に残余財産がある場合にはこれを公益目的事業のために使用、処分することが寄附者等の意思に沿うことにあるものと考えられる。そのため、残余財産の帰属権利者として指定できる者の範囲を国、地方公共団体のほか、公益的な活動を行い法人内部で残余財産を分配しないことなどが制度的に担保されているものとして、類似事業を行う公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等の一定の法人に限定しているものである（一問一答212頁参照）。

なお、公益法人においては、公益認定取消し等の場合には、公益認定後に取得、形成した公益目的事業のために使用、処分すべき財産のうち、未だ費消、譲渡していないものの額（公益目的取得財産残額）の財産を、類似の事業を目的とする他の公益法人等に対しての贈与する旨を定款で定めている法人のみ公益認定することとし（公益法人認定法第5条第17号）、公益認定取消し等の場合には、取消し等の日から1か月以内に定款で定めるところにより他の公益法人等に対して贈与を行わせ、期限内に贈与されない場合には、国又は都道府県に贈与する旨の契約が成立したものとみなして国等に対して贈与させる（同法第30条第1項）等の仕組みが設けられている（一問一答211頁参照）。

## 2 公益信託の信託行為に、残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置くことを義務付けるか否か

信託法及び公益信託法は、公益信託の信託行為において残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置くことを義務付けていないが、前記のとおり、税法上、特定公益信託又は認定特定公益信託の要件として、当該公益信託の終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的

のための公益信託として継続するものであることが信託行為で明らかになっていることが求められている。そして、公益信託が終了した場合にその残余財産が誰に帰属するかは、信託財産を出捐する委託者や、公益活動に使われることを期待して公益信託に寄附する者にとってその意思を担保するために重要な事項である。また、残余財産の帰属権利者の指定をどのような範囲で認めるかは、税の優遇措置を受けられるか否かといった点でも重要な事項といえる。

したがって、公益信託は、その信託行為において、残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かねばならないものとする（例えば、そのような信託行為の定めがあることを公益信託の認定基準とする）ことが相当であると考えられるが、どうか。

### 3 残余財産の帰属権利者の指定に関する定め範囲について

(1) まず、公益信託終了時の残余財産について、公益目的のために利用されることを目的としていた信託財産である以上、公益信託の認定の時点で拠出された財産であっても、公益信託の認定後の運用や寄附により増加した信託財産であっても、それらは公益信託終了後も公益目的のために用いられるべきであり、私人に帰属させるべきではないと考えられる。特に、公益信託の認定と税制優遇が連動するような仕組みを視野に入れた場合には、税制優遇を受けた財産については、公益目的への拘束が強く認められるべきであるとも言える。

その上で、税法上、残余財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであることが信託行為で明らかになっていることが要件となっていることも参考にすると、公益信託は、その信託行為において残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならないものとした上で、信託終了時の全ての残余財産の帰属権利者の指定に関する定めの内容を、当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲1案】として示している。

(2) もっとも、帰属権利者に関する【甲1案】の範囲は、国又は地方公共団体に残余財産を寄附する場合はともかくとして、現在の公益信託は500件弱の件数しかないことからすると、類似の目的の公益信託に寄附するとした場合には寄附先の選択肢が限定される。そして、上記1のとおり、公益的な活動を行い、法人内部で残余財産を分配しないことなどが制度的に担保されているものとして、類似の事業を営む公益法人や学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等の法人も公益法人の残余財産の帰属先として適格性を有するとされていることからすると、これらの

法人を残余財産の帰属権利者として認めることも、信託財産を公益目的のために使用するという観点からは相当であると考えられる。

そうすると、公益信託は、その信託行為において残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならないものとした上で、その定めの内容について、信託終了時の全ての残余財産を、当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは他の公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならないものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲2案】として示している。

- (3) 他方、公益信託において、公益信託の認定後に取得した財産には、公益活動に使われることを期待した国民からの寄附等によって形成されたものが含まれることから、そのような財産が私人に帰属することは、寄附者等の意思に反し不当であるが、公益信託の認定時に委託者が抛出した財産は委託者又はその指定する者に返還されても良いとも考えられる。そうすると、信託終了時の残余財産のうち、公益信託の認定時における信託財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容するが、公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容せず、【甲1案】又は【甲2案】のいずれかとするべきとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

【乙案】に対しては、このような規定を設けた場合には、信託財産に関する規律が複雑となり、分かりにくくなるといった問題点の指摘があり得る。また、税制優遇を受けることを視野に入れる観点から見ると、前記第1の4の補足説明に記載したとおり、公益信託の信託財産として出資された金銭を税法上の寄附金として取り扱うためには、当該信託財産が実質的に委託者の手を離れたものであることが前提とされているものと考えられることからすると、【乙案】を採用した場合には、その前提が妥当しなくなるといった問題もある。

以上の点について、どのように考えるか。

- (2) 信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、  
【甲案】 清算受託者に帰属するものとする。  
【乙案】 国庫に帰属するものとする。

(補足説明)

- 1 信託法第182条第3項は、同条第2項の規定によっても残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は清算受託者に帰属すると規定している。その趣旨は、も

とも信託財産は受託者の所有に属するものであり、信託財産と固有財産との区別は、この点を踏まえた上で、信託財産に関する対内的・対外的法律関係を規律するために設けられている区別であるにすぎないのであるから、信託財産に関する清算事務の終了後の残余財産について、同条第1項又は第2項所定の残余財産受益者又は帰属権利者がいない場合であることを理由に、残余財産が無主物になると解することは困難であることから、同条第3項において、この場合には、残余財産は清算受託者の固有財産に帰属することになると定めたものとされている（寺本逐条解説380頁参照）。

現行法上、目的信託について、信託法第182条第3項の適用を除外する規定はなく、公益信託についても、同項の適用を除外する規定はない。

- 2 信託法第182条第3項の上記の趣旨は、公益信託にも妥当する。また、例えば、老朽化して危険建築物となった建物が信託財産である場合のように、帰属権利者として指定を受けた者がその権利を放棄するのが当然であるような場合にはその信託財産を清算受託者に帰属させても清算受託者に不当な利益を与えることにはならないことを理由として、公益信託においても、同項を適用し、帰属が定まらない残余財産は清算受託者に帰属するものとすべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

他方、いったん公益目的のために出捐された財産を清算受託者に帰属させることは、清算受託者に不当な利益を与える可能性がある上、上記のような事例において引き取り手のない信託財産を清算受託者に帰属させることは酷であることを理由として、公益信託においては、信託法第182条第3項は適用せず、帰属が定まらない残余財産は国庫に帰属するものとすべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

この点について、どのように考えるか。

## 2 類似目的の公益信託としての継続

【甲案】公益信託法第9条を改正し、公益信託の終了事由が生じた場合において、帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したとき（注1）は、公益信託の認定・監督を行う行政庁等は、受託者の申立て（注2）により、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする。

【乙案】公益信託法第9条を廃止する。

（注1）公益信託法第9条の「帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ」を要件とするか否かについては、残余財産の帰属に関する論点（前記第2の1）との関連で問題となるが、ここでは、信託行為において残余財産の帰属権利者の指定

に関する定めを置くことを義務付ける立場に立つことを前提としている。  
(注2) 申立てに委託者又は信託管理人の合意を要するものとするのも、それをデフォルトルールとするか否かを含めて、公益信託の変更の論点（後記第3の2）、委託者の権限の範囲（部会資料35の第4）、信託管理人の権限の範囲（部会資料35の第3の2）との関連で問題となる。

(補足説明)

1 公益信託法第9条は、「公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と規定している。同条は、公益信託が終了した場合にこれを清算せずに類似の目的の公益信託として継続させる方が、公益目的のために信託を設定した委託者の意思にも社会の要求にも合致することから設けられているものであり、英米法におけるシ・プレ原則を参照したものであると解されている。

2 新たな公益信託制度において、公益信託を民間による公益活動の手段として積極的に位置付け、主務官庁による裁量的・包括的な許可・監督制を廃止する場合には、信託関係人による監督・ガバナンスを確保することが重要であり、主務官庁が公益信託の継続を職権で判断する公益信託法第9条の規律をそのまま維持することは相当でないものと考えられる。

もともと、公益信託法第9条を改正すべきであるとしても、委託者の意思の尊重及び公益信託を継続させて公益に寄与する社会的必要性といったシ・プレ原則の趣旨は、新たな公益信託制度においても妥当する。そのため、その趣旨自体は維持し、ある公益信託について、終了事由が発生したとしても、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続することを可能とする仕組み自体は存続させるべきであるとも考えられる。

そして、公益信託を類似の目的として存続させることが適切であるか否かの判断については、公益信託の認定基準を満たしているか否かの判断を行う行政庁等が行うことが合理的であると言える。

したがって、公益信託が終了した場合において、信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

なお、類似の目的の公益信託として継続させることを、新たな公益信託の認定・監督を行う行政庁等に申し立てる者としては、それまで公益信託事務を遂行して当



該信託の状況を把握している受託者が一次的に想定されるが、信託管理人又は委託者が、類似の目的の公益信託としての継続を申し立てる者となることも考えられるところであり、信託の変更における信託管理人又は委託者との合意の論点とも関連することから、委託者の権限の範囲（部会資料35の第4）及び信託管理人の権限の範囲（部会資料35の第3の2）とも併せて検討する必要がある。

また、公益信託法第9条の「公益信託終了ノ場合」を公益信託の終了事由が発生した場合と解するのは立法論としては狭すぎ、信託終了原因は発生していないがこのままでは信託を存続させることができない場合にも適用されるように改正すべきであるとの指摘もあるが、それはむしろ公益信託の変更の論点で検討すべきものと考えられる。

- 3 他方、信託法第163条各号の終了事由は当該信託が確定的に終了する場合を規定したものであり、そのような事由が発生した場合に当該信託を類似の目的の公益信託として継続させる余地はないから、終了事由が発生する前の時点における信託目的の変更の可否の論点（後記第3の2）を検討すれば足りるとも考えられる。

また、新たな公益信託制度において、信託行為において残余財産の帰属権利者を国又は地方公共団体や類似の公益信託や公益法人等に限定する定めを置くことを義務付け、かつ、その定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合には残余財産は国庫に帰属するような仕組みを採用した場合には、当該終了事由の生じた公益信託は終了させることが簡明であって分かりやすく、また、これまで公益信託法第9条が適用された事例は見当たらないことからしても、敢えて公益信託の認定・監督を行う行政庁等の判断を経て、類似の目的の公益信託として継続させる必要性は乏しいことから、端的に公益信託法第9条を廃止するべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

### 第3 公益信託の変更、併合及び分割

#### 1 公益信託の変更命令

- (1) 公益信託法第5条を廃止又は改正する。その上で、公益信託についても、信託法第150条を適用することとし、同条に基づく変更命令の権限（信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障になるに至ったときに信託の変更を命ずる権限）は、

【甲案】公益信託の認定・監督を行う行政庁等が有するものとする。

【乙案】裁判所が有するものとする。

(補足説明)

1 信託の変更とは、既存の信託行為の定めについて事後的に関係当事者の合意など一定の者の意思に従って改廃を加え、あるいは、信託行為に定めることが可能な事項ではあるものの信託行為に定めを置いていなかった事項について、事後的に一定の者の意思に従って、新たに定めを設けることである。信託の変更は、大きく分ければ、①関係当事者等の意思による信託の変更、②裁判所による信託の変更の2つの方法によって行うことができる。このうち、①は、あらゆる信託において利用が想定され得るものであり、信託の変更の基本的な手続ということができる。これに対し、②は、信託の変更が可能な範囲も限定されており、また、その要件も厳格であるため、主として、信託行為において将来的な事情を予測しておくことが困難か、あるいは、信託行為における信託条項の作り込みが十分にはされない民事的な信託において、活用が予想されている（村松ほか概説280頁参照）。

本論点、すなわち第3の1（公益信託の変更命令）の論点では、上記のうち②の場面を検討するものであり、上記のうち①の場面は、後記第3の2（公益信託における信託の変更）の論点において検討する。

2 信託法第150条第1項は、受益者の定めのある信託について、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときには、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができると規定している。同項は、信託の変更は信託関係者等の意思によって行うのが原則であるものの、信託関係者の人数が少なくない場合などにおいては實際上合意を行うことが困難な場合があることから設けられたものである（村松ほか概説285頁参照）。

また、信託法第261条第1項により、目的信託については、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障となるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるとされている（なお、信託管理人が申立権者となることについては、同法第125条第1項本文を参照されたい）。

そして、公益信託法第5条第1項は、公益信託について信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情が生じたときは、主務官庁は、信託の本旨に反しない限り職権でも信託の変更を命じることができる旨規定し、同条第2項は、信託法第150条の公益信託への適用を除外している。

実務上、例えば、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督

に関する内閣府令第6条によれば、受託者は、公益信託法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、①信託の変更を必要とする理由を記載した書類、②信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表等を内閣総理大臣に提出しなければならないものとされている。

3 新たな公益信託制度において、公益信託を民間による公益活動の手段として積極的に位置付け、主務官庁による裁量的・包括的な許可・監督制を廃止するのであれば、信託の変更についても、公益信託の信託関係人の私的自治に任せることが適切である。そのため、主務官庁が、職権で、広範な信託の変更を命じることができるとする公益信託法第5条の規律は廃止又は改正するのが相当であると考えられる。

その上で、公益信託についても上記の信託法第150条の趣旨は妥当することからすれば、公益信託について、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障になるに至ったときは、信託の変更を命じることができるものとするのが相当と考えられる。

そして、同条による変更命令は、変更後の公益信託が認定基準に合致していることを確認した上で行う必要がある上、公益信託の監督とも関連する権限であることから、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の権限とすることが相当であるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

他方、信託設定の当時予見することのできなかつた特別の事情の有無等の判断は裁判所においても可能であるとして、信託法第150条と同様に、変更命令の主体を裁判所とする考え方もあり得る。このような考え方を【乙案】として示している。なお、【乙案】を採用した場合には、裁判所の変更命令に従って信託の変更をした結果、当該信託が公益信託の認定基準を満たさなくなり、行政庁等から公益認定を取り消されるケースが生ずる懸念が全くないとははいえず、そのような事態を防止するために、公益信託の受託者が行政庁等に対し、裁判所の変更命令に従って信託内容を変更する旨の届け出たときには認定基準を満たすまでに一定の猶予期間を設けるなどの対応策を検討する必要がある。

以上の点について、どのように考えるか。

(2) 上記(1)の公益信託の変更命令の申立てを行う者は、

【甲案】 受託者又は信託管理人とする。

【乙案】 委託者、受託者又は信託管理人とする。

(補足説明)

1 前記のとおり、目的信託において、信託法150条の特別の事情による信託の変

更を命ずる裁判の申立てを行う者は、委託者、受託者又は信託管理人とされている。

- 2 上記(1)の公益信託の変更命令の申立てを行う者の範囲について、公益信託において特別の事情があるか否かについては、受託者が最も把握し得る立場にあることから、申立てを受託者が行えるようにすることが相当である。

また、新たな公益信託制度において信託管理人を必置とする場合には、受益者の有している権限を有する信託管理人についても、その監督権限の行使として申立てを可能とすることが相当である。

もっとも、委託者については、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいとの観点からは（部会資料35の第4の【甲案】参照）、上記(1)の公益信託の変更命令の申立権者とすべきではないと考えられる。そこで、上記(1)の公益信託の変更命令の申立てを行う者を受託者又は信託管理人とする考え方を【甲案】として示している。委託者の申立てについて、【甲案】はデフォルトルールであり、信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

これに対し、委託者も信託財産を抛出した者としてその信託の行く末に大きな関心を持っている場合が多いことに加え、申立てのトリガーは幅広にしておくことが公益信託の適正性を確保する上で有益であるとの理由から、委託者についても、上記(1)の公益信託の変更命令の申立権者とすべきであるとの考え方もあり得る。そこで、上記(1)の公益信託の変更命令の申立てを行う者を委託者、受託者又は信託管理人とする考え方を【乙案】として示している。委託者の申立てについて、【乙案】もデフォルトルールであり、信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定している。

これらの点について、どのように考えるか。

なお、本論点については、公益信託の信託管理人の権限（部会資料35の第3の2）、委託者の権限（部会資料35の第4）の論点と関連する。

## 2 公益信託における信託の変更

公益信託について信託の変更（信託法第149条）（注1）をするときは、原則として、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の変更の認定（注2）を受けなければならないものとし、例外的に軽微な変更の場合には、公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対し事後の届出を行うことで足りるものとするかどうか。

（注1）信託の目的の変更も含むとする考え方のほか、信託の目的の変更は除外すべきとの考え方があり得る。

（注2）新たな公益信託において目的信託の前置を必要としないとの立場に立つ

場合には、公益信託の設定や変更について、一般的な禁止を特定の場合に解除する「許可」の用語を用いることもあり得るが、本部会資料においては、暫定的な方法として、特定の事実や行為があらかじめ定められた基準等を満たしているか審査・判定し、これを公に証明する「認定」の用語を用いている。

(補足説明)

- 1 信託法第149条は、関係当事者の合意等による信託の変更の方法を定めている。  
他方、公益信託法第6条は、公益信託について信託の変更（同法第5条の規定によるものを除く。）を行うには、主務官庁の許可を受けることが必要である旨規定している。  
現在の実務では、公益信託における信託の変更は、次の方法により行い、主務官庁の許可を受けることとされている（内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第7条参照）。

受託者は、公益信託法第6条の規定により信託の変更を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- ① 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- ② 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- ③ 信託の変更案及び新旧対照表

（なお、当該公益信託の事業内容の変更が必要と認められるときは、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。）

他方、公益法人制度においては、公益法人が、公益目的事業を行う区域、公益目的事業の種類・内容、収益事業等の内容の変更があった場合は、それが一定の軽微な変更該当する場合を除き、行政庁の認定を受けることが必要であるとされている（公益法人認定法第11条第1項）。そして、法人の名称、代表者の氏名、定款等に変更があった場合又は上記の軽微な変更該当する場合等は、行政庁に届け出る必要があるとされている（同法第13条第1項）。

ただし、一般財団法人における定款の変更については、定款の「目的」又は「評議員の選任及び解任の方法」の定めについては、原始定款で変更を許容する旨の定めがある場合のみ変更できるとされ（一般法人法第200条第1項及び第2項）、その定めが無い場合には、設立の当時予見することのできなかつた特別の事情により、これらの事項についての定款の変更をしなければ法人の運営が不可能又は著しく困難となるに至ったときに限り、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によって定款の変更を認めることとされている（同条第3項）。これらの規定は、公益財団法人に

も適用される。

- 2 公益信託がいったん設定された後は、その公益信託は公益のために存在するものであるから、これを委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者の合意や単独の意思表示によって、自由な信託の変更を認めるべきではない。また、信託の変更内容によっては、公益信託の認定基準の充足性に問題が生じる可能性があることから、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を必要とするのが相当と考えられる。

もっとも、信託行為の軽微な変更（なお、公益信託の受託者の名称の変更や、受託者が法人である場合の代表者の変更などは信託行為の変更に当たらない。）も含めて全ての信託の変更について公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を得ることとするのは、受託者等の事務手続の負担を過大なものとする上、公益信託の認定・監督を行う行政庁等による関与としては行き過ぎであるということになるから、信託の軽微な変更については公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対する事後の届出で足りるものとするべきであると考えられる。

したがって、公益信託について信託の変更をするときは、原則として、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を受けなければならないものとし、軽微な変更の場合には公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対し事後の届出を行うことで足りるものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

- 3 なお、公益信託における信託の変更（信託法第149条）について、上記の考え方を採用する場合であっても、信託の目的の変更の可否については、別途検討を要する。

まず、信託の目的は、信託を設定した委託者の意思の表れとして尊重されるべきであり、安易な変更を認めるべきではない上、いったん公益信託として設定された後に信託の目的の変更を認めると、特定の公益目的のために設定された当該公益信託からなんらかの給付を受けられる可能性のあった者の期待が害されるおそれがあることからすると、公益信託においては、例えば受託者及び信託管理人の合意があっても、原則として、信託の目的の変更は認められるべきではないとする考え方があり得る（例外的に、一定の場合に信託の目的の変更を認めることはあり得る。）。

これに対し、時代の変化とともに公益信託の当初の目的が時代のニーズに合わなくなり、信託の目的を変更する必要性が生じるケースは想定し得る上、公益信託において信託管理人が必置とされる場合には、信託管理人が受益者の権限を行使することが予定されており、信託管理人の同意がされる場合には、受給権者の利益が不当に害されるおそれは低いといえる。そのため、公益信託においても、委託者、受託者及び信託管理人の合意があるときには、公益信託の認定・監督を行う行政庁等

の認定を受けることにより、信託の目的の変更を認めるべきであるとの考え方もあり得る。

この点について、どのように考えるか。

### 3 公益信託における信託の併合及び分割

公益信託について信託の併合・分割をするときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等から併合・分割の認定を受けなければならないものとするかどうか（注）。

（注）本論点は、併合・分割前の信託がいずれも公益信託である場合だけでなく、公益信託と私益信託又は目的信託との併合や、公益信託から私益信託又は目的信託への吸収信託分割の場合も含めて検討する必要がある。また、本論点は、既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容するか否かの論点（部会資料34の第4の4）とも関連する。

（補足説明）

1 公益信託法第6条は、公益信託について信託の併合又は分割を行うには、主務官庁の許可を受けることが必要である旨規定している。

信託の併合とは、受託者を同一とする二以上の信託の信託財産の全部を一の新たな信託の信託財産とすることをいう（信託法第2条第10項）。

信託の分割とは、吸収信託分割又は新規信託分割をいい、吸収信託分割とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託の信託財産として移転することをいい、新規信託分割とは、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいう（同条第11項）

現在の実務では、公益信託における信託の併合及び分割は、次の方法により、主務官庁の許可を受けるとされている（内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第8条ないし第10条参照）。

(1) 信託の併合の許可の申請をする受託者は、公益信託法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- ① 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- ② 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- ③ 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- ④ 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

(2) 吸収信託分割の許可の申請及び新規信託分割の許可の申請についても主務官

庁の府省令において上記と同様の手続が定められている。

- 2 新たな公益信託制度においても、例えば、①奨学金支給を行っている公益信託の信託財産が減少し、残りの信託財産が受託者報酬に満たなくなりそうになった場合に、その公益信託を同一の受託者が行っている奨学金支給を行う他の公益信託に併合することや、②美術館の運営に加え、美術を学ぶ学生への奨学金支給を行っている公益信託のうち、奨学金支給に関する部分を、吸収信託分割により、美術を学ぶ学生への奨学金支給を行う他の公益信託に移転する需要は存在し得るものと考えられる。

もっとも、公益信託がいったん設定された後は、その信託財産は公益のために存在するものであるから、当該信託を委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者の合意や単独の意思表示のみによる併合・分割を行った結果、その信託財産に変動が生じるのは不適當な場合があり得るし、特に公益目的とは関係のない私益信託に吸収分割されるような事態が起こることは厳に防ぐべきである。また、信託の併合又は分割の内容によっては、公益信託の認定基準の充足性に問題が生じる可能性があることからすると、公益信託の認定・監督を行う行政庁等において信託の併合・分割の可否を判断させる必要があると考えられる。さらに、税法上の優遇措置を視野に入れた場合には、公益信託と他の私益信託との併合や分割が安易に行われることは防止すべきであると言える。

したがって、公益信託について信託の併合・分割をするときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を受けなければならないものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

- 3 なお、公益のために使われるべき財産が私益信託になることによって特定の者の利益のために使われることは妥当でないことからすれば、私益信託への公益信託の併合は許容すべきでないし、公益信託を分割し、その一部を私益信託に吸収する形での吸収信託分割は許容すべきではないと考えられる。

一方、これらとは逆の場合、例えば公益信託への私益信託の併合や、私益信託を分割しその一部を公益信託に吸収する形の吸収信託分割については、これらの併合・分割後に存続する公益信託の信託財産が最終的に公益のために使われることに特段の弊害はなく、併合・分割によって私益信託が終了することは信託法第258条第2項、第3項の禁止する相互転換にも該当しないとして、信託の併合・分割後に存続する信託が公益信託であれば公益信託の認定・監督を行う行政庁等の併合・分割の認定を条件として併合・分割を認めるべきであるとも考えられる。

本論点は、既存の私益信託又は目的信託が公益信託の認定を受けて公益信託成りすることを許容するか否かの論点（部会資料34第4の4）と関連し、仮に既存の



私益信託等が公益信託成りすることを認めるのであれば、公益信託への私益信託の併合を禁止する必要はないため、同論点における検討も踏まえて引き続き検討する。

#### 第4 公益信託と私益信託の相互転換

(前注) 公益信託と私益信託の相互転換については、①公益信託の認定を受ける当初から一定期間後に公益信託を私益信託に転換させることを予定している場合、②公益信託の認定を受けた段階では私益信託に転換させる意図はなかったが、その後の状況の変化により、信託の変更により公益信託を私益信託に転換させる場合、③私益信託を設定する当初から一定期間後に公益信託に転換することを予定している場合、④私益信託を設定した段階では公益信託に転換させる意図はなかったが、その後の状況の変化により、信託の変更により私益信託を公益信託に転換させる場合の四類型に整理することができる。それぞれの論点及び検討箇所は下表のとおりである。

なお、公益信託と目的信託の相互転換については、本論点及び部会資料34の第4の4の論点における議論を踏まえ、必要に応じて別途検討する。

	論点	検討箇所
①公益信託→私益信託 (当初から予定)	公益先行信託の可否(当初の認定が問題となる。)	後記1
②公益信託→私益信託 (事後的に変更)	公益信託の認定を受けた後に、受益者の定めのある信託に変更できるか。	後記2
③私益信託→公益信託 (当初から予定)	残余公益信託の可否(当初の認定が問題となる。)	後記3
④私益信託→公益信託 (事後的に変更)	私益信託の設定後に、公益信託の認定を受けることができるか。	部会資料34 の第4の4

##### 1 公益先行信託の可否

公益先行信託(注1, 2)は、許容しないものとするかどうか。

(注1) 委託者が公益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を公益目的のために給付するが、一定期間経過後は、委託者又は委託者の指定した者のための私益信託となるものをいう。なお、公益信託の信託行為において私人を残余財産の帰属権利者として定めることができるか否かについては、前記第2の1において検討している。

(注2) 本論点では、公益信託の認定申請を受ける際において一定期間経過後に私益信託に転換することを予定しているものを対象としており、公益信託の認

定を受けた後に状況が変化し、信託の変更により公益信託を私益信託に転換することの可否については、後記2で検討する。

(補足説明)

1 公益先行信託は、委託者が公益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を公益目的のために給付するが、一定期間経過後は、委託者又は委託者の指定した者のための私益信託となるものをいう。一つの例としては、委託者が、10億円を公益信託の信託財産とし、受託者は、委託者の存命中は委託者が以前研究していた特定の病気の治療のための研究を行っている者に対して助成を行うが、委託者が死亡した後は、自分のただ一人の子を受益者とする私益信託となり、受託者は、信託財産からその子の生活費の助成を行うことを目的とする信託が考えられる。

2 新たな公益信託制度において、民間による公益活動を促進するという観点からすれば、様々な種類の公益信託を許容すべきであり、一定の期間に限定して自らの財産を公益のために供するが、その後は自ら又はその家族のために供したいという需要もあり得ることから、公益先行信託を認めるべきであるとの考え方もあり得る。

しかし、受益者の定めのある私益信託と受益者の定めのない信託とでは、規範が大きく異なり、法律関係の錯綜を防止する観点からも、両者の転換はできないこととされており(村松ほか概説379頁参照)、そのことは、当初から私益信託となることが予定されている公益先行信託についても妥当する。

また、公益先行信託は、当初から公益のために供する期間が一定期間に限定されているところ、例えば公益のために供する期間が1年しかない信託について、公益信託としての認定手続などの社会的なコストをかけるまでの必要性については疑問がある。さらに、税法上、公益信託に対する税制優遇措置は、当該公益信託の終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであること等の要件を満たす場合に付与されており(所得税法施行令第217条の2第1項等)、公益信託のために拠出された信託財産が全て公益目的のために利用されることを税制優遇の前提としているものと考えられる。

なお、本論点は、公益信託終了時の残余財産の帰属についての論点(前記第2の1)と関連し、当該論点で私人に残余財産が帰属することを許容しない【甲案】を採用する場合には、公益先行信託を認めるべきではないこととなる。

以上の検討を踏まえると、新たな公益信託制度において、公益先行信託は許容しないものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

## 2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更の可否

いったん設定された公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとするかどうか。

(補足説明)

1 信託法第258条第2項は、受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない旨規定している。その趣旨は、通常の受益者の定めのある信託と受益者の定めのない目的信託とではそれぞれに適用される規律が大きく異なるため、法律関係の錯綜を防止する観点から、信託の変更によって両者の転換を認めることは相当ではないと考えられたことにある（村松ほか概説379頁参照）。そして、現行公益信託法は、公益信託を目的信託の一類型と位置付けていることから、同項の適用があり、公益信託から信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない。

2 公益信託の委託者は、特定の公益目的に財産を拠出するという意図でその財産を信託する事例が大半であることに加え、公益性を理由に税制優遇を受けていた公益信託を受益者の定めを設けて私益信託にすることは、公益信託の関係者に不当な利益を与え得ることになり、相当ではないと言える。

したがって、いったん設定された公益信託については、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

## 3 残余公益信託の可否

残余公益信託（注1，2）は、許容しないものとするかどうか。

（注1）委託者が私益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を委託者又は委託者の指定した者のために用いるが、一定期間経過後はあらかじめ定めていた公益目的のための公益信託となるものをいう。

（注2）残余公益信託の設定時において、将来公益信託に移行した場合の認定基準該当性を含めて公益信託の認定・監督を行う行政庁等が判断することを前提としている。

(補足説明)

1 残余公益信託とは、委託者が私益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を委託者又は委託者の指定した者のために用いるが、一定期間経過後はあらかじめ定めていた公益目的のための公益信託となるものを指す。例えば、委託者が、10億円を信託財産とし、委託者が生きている間は自らの生活費や療養費として助成を行

うが、委託者が死亡した場合には、以後、特定の病気の研究に対して助成を行うといった事例が考えられる。

残余公益信託も、複合的な目的による信託として構成することが可能であると考えられるものの、設定時において受益者の存在が予定される以上、受益者の定めのない信託に該当せず、公益信託とすることはできないと考えられている（村松ほか概説380頁参照）。

- 2 新たな公益信託制度において、残余公益信託の場合には、公益先行信託と異なり、公益信託への転換後は、その信託財産が全て公益目的のために利用されることが予定されており、信託財産が委託者又はその関係者に戻ることはないことなどを理由として、残余公益信託を許容すべきであるとの考え方もあり得る。

しかし、当初の私益信託の設定の段階で、例えば30年後の公益信託としての適格性や認定基準該当性の判断を、新たな公益信託の認定を行う行政庁等が行うことは困難であると考えられる。また、先行する私益信託が継続している間に、例えば受益者への給付額を増やすような信託の変更をどのような手続によって行うかも問題となる（その場合には、行政庁等の関与を必要とする、あるいは私益信託中は信託の変更を認めないとするなどの方策が必須である。）。さらに、仮に新たな公益信託制度において、残余公益信託としての認定を受けた後に税制優遇を受けられるようにすることを視野に入れた場合には、米国のように当初の私益信託設定時から税制優遇を受けられるようにすることはわが国の実情からすれば困難が予想され、そのような状況を踏まえた上で残余公益信託を活用しようとする需要はあまり想定されず、逆に制度としての簡明さを阻害する可能性がある。

したがって、残余公益信託は、許容しないものとするのが相当と考えられるが、どうか。

なお、上記の考え方を採用した場合であっても、私益信託を設定する際に、その信託行為において、受託者に対し一定期間後に公益信託の認定申請を行うことを義務付け、その期間経過後に受託者が公益信託の認定申請を行い、公益信託を設定することが禁止されるものではない（その場合には、当該信託が私益信託として存続する期間中に税制優遇を受けることはない。）と考えられる（村松ほか概説380頁、部会資料34の第4の4参照）。

## 第5 その他の論点

### 1 自己信託の方法（信託法第3条第3号）による公益信託の設定の可否

【甲案】自己信託の方法により公益信託をすることを可能とする。

【乙案】自己信託の方法により公益信託をすることを可能としない。

(補足説明)

- 1 信託法は、①契約を締結する方法、②遺言をする方法及び③自己信託の方法により信託をすることを認めている(信託法第3条)。しかし、目的信託については、自己信託の方法により信託をすることが認められておらず(同法第258条第1項)、公益信託においても同様とされている。

目的信託について自己信託の方法により信託をすることができないとされている趣旨は、目的信託においては、受益者の定めのある信託であれば受益者が有する受託者に対する監督権限を委託者に付与することによって、受託者による信託事務の処理が適正にされることを確保しようとしているところ、自己信託においては委託者と受託者が同一人であるため、受託者に対する監督が適切に行われない危険があるからであるとされている(寺本逐条解説451頁、Q&A339頁参照)。

- 2 新たな公益信託制度においては、信託管理人を必置とするなど信託管理人による監督の充実が図られる一方、委託者の監督権限は、目的信託の委託者の監督権限よりも限定される可能性があり(部会資料35の第4)、上記信託法第258条第1項の趣旨は公益信託については必ずしも妥当しないと考えられる。そして、民間による公益活動の促進という観点からは、設定方法について多様なメニューを用意することが望ましいとして、自己信託の方法により公益信託をすることを認めるべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。ただし、【甲案】を採用する場合には、公益信託への信頼性を確保する観点から、私益信託よりも一層詐害的な信託が行われることを防止する必要がある、公益信託の残余財産が委託者に帰属するなどの不正な事態を防ぐ仕組みを確立しなければならないと考えられる。

他方、公益信託の委託者が、敢えて自らを受託者として公益信託を運営するニーズは多くないと考えられる上、仮に自己信託の方法によることを認めた場合には委託者と受託者が同一の立場にあることにより倒産隔離機能を利用する不正な公益信託が設定されるおそれが否定できず、公益信託の認定を受けることにより税制優遇を受けることを視野に入れる観点からも、自己信託の方法により公益信託をすることを認めるべきではないとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

## 2 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けることでどうか。

- (1) 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない(注)。

- (2) 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- (3) 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- (4) (3)に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(注) 限定責任信託の場合は、限定責任公益信託という文字を用いなければならないとすることが考えられる。

(補足説明)

- 1 公益信託法は、公益信託の名称の保護に関する規定を設けていない。また、信託法においても、限定責任信託の場合(同法第216条第2項第2号、第218条等)を除いて、信託の名称に関する規定は存在しない。

もつとも、許可審査基準「3 名称」は、公益信託に名称が付されることを前提に、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならないとし、①国又は地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称、②既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称及び③当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称は適切ではないとしている。

これに対し、公益法人制度においては、公益社団法人又は公益財団法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いなければならない(公益法人認定法第9条第3項)。また、公益社団法人又は公益財団法人ではない者は、その名称又は商号中に公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず(同条第4項)、何人も不正の目的をもって他の公益社団法人又は公益財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない(同条第5項)。同条第4項及び第5項に違反した場合には、同法第63条により50万円以下の罰金が科せられる。

なお、一般法人法第7条第2項は、不正の目的をもって他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用したことによって事業に係る利益を侵害され又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害されるおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と規定しており、この規定は公益社団法人及び公益財団法人にも適用される。

- 2 新たな公益信託制度において、公益信託に対する国民の信頼の確保や税法上の優

過措置を視野に入れて検討する観点からは、その活動の透明性を確保することが重要であり、そのために公益信託の認定等の処分が公益信託に関して行われることを国民が理解できるように「公益信託」の名称を付すことは有用であると言える。また、公益信託の受託者が寄附金の募集を行うに当たって公益信託と表示することにより、その寄附が公益信託の信託事務に充てられることが明確となり、寄附金を集めやすくなるといったメリットも想定される。さらに、公益信託事務の状況の報告等の様々な公示の場面でも公益信託という文字を付した名称を用いるのが公益信託に関係する者の便宜にかなうものと考えられる。

したがって、受託者による名称の使用につき、公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならないものとする（上記(1)）のが相当であると考えられるが、どうか。なお、その公益信託が限定責任信託の場合には限定責任公益信託という文字を用いなければならないとの規律を設けることが相当であると考えられる。

また、公益信託以外のものについて、その名称又は商号中に公益信託又はそれと誤認される名称を付すことを許容した場合には、事業者等により公益信託の名称を利用した悪質な活動が行われる可能性もあり得ることに鑑みると、公益信託についても、公益法人制度と同様、その名称を保護して社会的信用を保つ必要がある。

したがって、受託者以外の第三者による名称の使用につき、何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない（上記(2)）、何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない（上記(3)）、上記(3)に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる（上記(4)）ものとするのが相当と考えられるが、どうか。

3 なお、上記(2)及び(3)に違反した場合に、その違反者に対し過料、罰金等を科すか否かも問題となる。公益信託においては登記による公示手段が設けられていないことを踏まえ、その制裁の方法については、違反者に対する罰金刑を設けている公益法人制度との整合性も考慮した上で、限定責任信託に関する信託法第271条の過料の規定も参考にして、更に検討することが必要である。

### 3 新法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

新法施行時に存在する既存の公益信託について、

【甲案】新法の施行日から一定の期間内に新法の公益信託として認定を受けることを必要とし、その認定を受けなかった信託は上記の期間経過

後に終了するものとする。

**【乙案】**新法の施行日後に新法の公益信託として認定を受けることを必要とせず、その認定を受けなかった信託も存続するものとする。

(補足説明)

1 新たな公益信託制度の施行日後、公益信託法に基づき主務官庁の許可を受けた既存の公益信託をどのように取り扱うかが問題となる。

2 まず、新たな公益信託制度の下で、旧法の規定の適用を受けて主務官庁の監督に属する公益信託と、新法の適用を受けて新たな公益信託の認定・監督を行う行政庁等の監督に属する公益信託が併存するのは望ましくなく、新法施行時に存在する既存の公益信託については、新法の施行日から一定の期間内に、新法の公益信託として認定を受けることを必要とし、その認定を受けなかった信託は上記の期間後に終了するものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を**【甲案】**として示している。

**【甲案】**に対しては、現在の公益信託は、一つの信託銀行において100件以上を受託している場合があり、そのような受託者が新たな公益信託の認定を受けるために多くのコストが生じ、そのために本来公益信託事務に充てられるべき費用が認定のために費やされる可能性があるほか、公益信託の認定を受けない既存の公益信託が終了することは、社会的損失である等の批判があり得る。

3 他方、新法施行時に存在する既存の公益信託はこれまで特段の支障なく運営されてきたことからすれば、新たな公益信託の認定を受けること必要とせず、その認定を受けなかったものも存続するものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を**【乙案】**として示している。

**【乙案】**に対しては、現行公益信託法に基づき許可を受けた既存の公益信託を、新たな公益信託と併存させて存続させる場合、長期にわたって2種類の公益信託が併存することとなり、不適切であるとの批判があり得る。また、主務官庁制を廃止する場合には、従前の主務官庁による監督の下で存続させるか、新たな公益信託制度のもとにおいて公益信託の認定・監督を行う行政庁等による監督に移行させて存続させるかが問題となる。

以上の点について、どのように考えるか。